

## 48. 認定 NPO 法人になるための要件はなんですか？

認定 NPO 法人になるためには、下記の1号から8号までのすべての基準を満たす必要があります。特例認定 NPO 法人の場合は1号の基準が免除になります。なお、欠格事由に該当する場合には認定 NPO法人、特例認定 NPO法人のどちらにもなることができません。

認定基準を満たしているかどうかの判定は、原則として実績判定期間で行いますが、実績判定期間から認定を受ける時まで継続して満たしている必要がある基準もあるので、注意してください。

実績判定期間とは、認定基準の判定の対象となる期間です。認定を受けようとする法人の、「直前に終了した事業年度の末日以前 5 年(初回の認定申請、特例認定の場合は 2 年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間」のことで、事業年度を変更していなければ直前の 5 事業年度(または 2 事業年度)を指します。

つまり、初めて認定や特例認定の申請をする場合には、最低 2 事業年度が終了している必要があります。ただし、新設法人で設立第 1 期が 12 ヶ月に満たない場合も、1 事業年度とします。

認定 NPO 法人の制度の詳細については、[内閣府の HP](#) をご覧ください。

申請書類や手続きのマニュアル等については、[所轄庁](#)にお問い合わせください。

認定の申請に関する疑問や情報については、[NPO 税務・認定相談室](#)もご利用ください。

認定基準の概要	
1号基準 (特例認定の 場合は除く)	パブリックサポートテスト ①【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が 20%以上であること または ②【絶対値基準】年 3,000 円以上の寄附者の数が平均 100 人以上であること または ③【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けていること (①②③のいずれかに適合していれば良い)
2号基準	事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること
3号基準	運営組織及び経理が適切であること
4号基準	事業活動の内容が適切であること
5号基準	情報公開を適切に行っていること
6号基準	所轄庁に対して事業報告書などを提出していること
7号基準	法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと
8号基準	設立の日から 1 年を超える期間が経過していること
欠格事由	欠格事由のいずれにも該当しないこと